

## 後見等申立て用チェックシート（静岡家庭裁判所本庁）

《後見等の申立てには以下の書類等が必要になります。  
チェック欄を利用して提出書類にもれがないようご準備ください》

	準備するもの	チェック欄
申立人	① 後見・保佐・補助開始申立書	
	② 親族関係図	
	③ 申立書付票（付票1～3）	
	④ 付票添付資料 （「収支予定表、財産目録の記入について」を参照）	
本人 （後見等が必要な方）	⑤ 戸籍謄本（全部事項証明書）【発行から3ヶ月以内のもの】	
	⑥ 戸籍附票又は住民票【発行から3ヶ月以内のもの】	
	⑦ 「登記されていないことの証明書」 （注）成年被後見人等の登記がされていないことを証明するものです。法務局に申請書を提出し、発行された証明書を裁判所に提出してください。【発行から3ヶ月以内のもの】	
	⑧ 本人情報シート写し（※原本は医師に提出） （注）医師に診断書を作成してもらう際に本人の日常及び社会生活に関する客観的な情報を提供するものです。本人を支える福祉関係者の方に作成してもらってください。	
	⑨ 診断書【診断から3ヶ月以内のもの】 （注）成年後見等専用の診断書です。病院や診療所で作成してもらってください。	
	⑩ 質問回答票【診断から3ヶ月以内のもの】 （注）⑨とともに病院や診療所で作成してもらってください。	
後見人等候補者	⑪ 戸籍附票又は住民票【発行から3ヶ月以内のもの】	
親族関係	⑫ 同意書（「親族の同意書について」を参照）	
申立てに必要な 諸費用	⑬ 収入印紙（申立て手数料及び登記手数料） 〔申立て手数料〕 （後見・保佐）800円分 （保佐・補助＋代理権付与）1600円分 （保佐・補助＋同意権付与）1600円分 （保佐・補助＋代理権付与＋同意権付与）2400円分 〔登記手数料〕 2600円分	
	⑭ 郵便切手 〔後見（3810円分）〕 500円（4枚） 84円（20枚） 10円（10枚） 2円（10枚） 1円（10枚） 〔保佐・補助（4310円分）〕 500円（5枚） 84円（20枚） 10円（10枚） 2円（10枚） 1円（10枚）	

※ 鑑定を実施する場合は、別途鑑定費用が必要になります。

※ 裁判所の庁舎内では収入印紙及び郵便切手の販売を行っていません。